

## 聖籠町告示第16号

聖籠町子育て応援パスポート事業実施要綱を次のように定める。

平成31年3月5日

聖籠町長 西脇 道夫

### 聖籠町子育て応援パスポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、満15歳未満の子どもを養育する保護者に対し、聖籠町子育て応援パスポート（以下「パスポート」という。）事業に協賛する企業その他の団体等から割引サービスその他の便宜の供与（以下「サービス」という。）を受けることができるパスポートを交付することにより、町内における消費の拡大及び子育てを行う保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 パスポートの交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者で、サービスを受けようとする年度の4月1日現在において、満15歳未満の子どもを養育している保護者（以下、「保護者」という。）とする。

(パスポートの交付)

第3条 町長は、前条の規定に該当する者に対し、パスポート（別記様式第1号）を交付するものとする。

2 パスポートの交付を受けた者は、次条に定める者の氏名を裏面に記載しなければならない。

(利用の範囲)

第4条 パスポートを利用することができる者（以下「パスポート利用者」という。）は、当該保護者及び当該保護者と同一世帯の者であって、パスポートに氏名が記載されているものとする。

(パスポートの有効期間)

第5条 パスポートの有効期間は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の中途において交付されるパスポート

の有効期間は、パスポートを交付された日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する要件を具備しなくなった保護者のパスポートの有効期間は、当該要件を具備しなくなった日までとする。

(パスポートの更新)

第6条 町長は、前条の規定によりパスポートの有効期間が満了するときは、次年度の有効期間において引き続き第2条に規定する要件を具備すると認める保護者に対して、パスポートの更新を行うものとする。

(協賛企業)

第7条 本事業に協賛できる企業その他の団体等は、本事業の目的を理解し、自らのできる範囲でのサービスを提供できる企業その他の団体等（以下「協賛企業」という。）とする。

(協賛の申込)

第8条 本事業に協賛しようとする企業その他の団体等は、子育て応援パスポート事業協賛企業登録届（別記様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、子どもの健全な育成に支障がない事を確認し、子育て応援パスポート事業協賛企業登録承諾書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(協賛の辞退)

第9条 協賛企業は、パスポート利用者に対するサービスを中止しようとするときは、子育て応援パスポート事業協賛企業辞退届（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(協賛企業に対する補填等)

第10条 協賛企業がパスポート利用者に提供するサービスに対し、補填や補償等は、一切行わないこととする。

(パスポートの提示)

第 1 1 条 パスポート利用者は、協賛企業のサービスを受けようとするときは、当該協賛企業にパスポートを提示しなければならない。  
(パスポートの貸与の禁止)

第 1 2 条 パスポート利用者は、パスポートを第三者に不正に貸与してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 町長は、この告示の施行期日前においても、協賛企業の届出等に関し、必要な手続きを行うことができる。